①国名	Republic of Botswana (BW) (ボツワナ共和国)					
②名称	Ministry of Trade and Industry Companies and Intellectual Property Authority (CIPA)					
③所在地	P.O Box 102 Plot 54358, Prime Plaza, CBD Gaborone					
④連絡先	(電話) (267) 367 3700 (FAX) (267) 318 8130 (E-mail) <u>info@cipa.co.bw</u> (internet) <u>www.cipa.co.bw</u>					
⑤組織の長	_	l: Mr. Joel Duke rial Property: Mr	=	e Moalusi		
⑥沿革	(1) 旧英国保護領ベチュアナランドが、1966 年 9 月 30 日に独立国となって、ボツワナ共和国と称している。 (2) ボツワナにおける工業所有権に関する法律は、従前のものをそのまま引継いでスタートした。特許及び意匠については、1955 年布告第 25 号である。次に商標については、1923 年布告第 4 号、1936 年布告第 59 号、1940 年布告第 4 号及び 1955 年布告第 20 号である。 (3) この工業所有権法は、1996 年に法律 No. 14 及び 1997 年に法律 No. 19 により改正され、この改正法が 1997 年 11 月 14 日から施行されている。					
⑦所管	特許権、実用新案材	<b>権、意匠件、商標件</b>	:、著作権			
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)	
,	1998/4/15	1998/4/15				
	ナイロヒ゛(オリンヒ゜ック)	パリ 1998/4/15	PLT	レコード保護	ローマ	
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT (演奏及びレコード)	
				2005/1/27	2005/1/27	
	ブタペスト		ヘーグ		リスボン	
		ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト		
	,,,,			2006/12/5		
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース	
	フトニッデ コ	2006/12/5	2003/10/30			
	ストラスブール	ウィーン	WTO			
			1995/5/31			

①国名	Republic of Botswana (BW) (ボツワナ共和国)								
⑪統計データ		出願件数	2020年	2021年	2022年	2023 年			
		全数	4	3	13	13			
	特許	(内 外国出願)	2			3			
	111	(内 日本から)							
		(内 PCTルート)				3			
	実用新案	全数	13	6	4	11			
	) (/ II/// / / / / / / / / / / / / / / /	(内 外国出願)							
		全数	56	56	55	75			
	意匠	(内 外国出願)	56	38	50	62			
		(内 日本から)	1 200	1 724	770	1 500			
	本抽	全数	1, 892	734	779	1, 582			
	商標	(内 外国出願) (内 日本から)	1, 229	734	779	1, 031			
		, ,	17	16	26	12			
		登録件数 全数	2020年	2021年	2022年	2023 年			
		(内 外国出願)							
	特許	(内 日本から)							
	実用新案	(内 PCT /レート)							
		全数	11			3			
		(内 外国出願)							
		全数	89	42	43	51			
	意匠	(内 外国出願)	61	42	42	51			
	72.	(内 日本から)	1						
		全数	1, 397	746	877	1, 521			
	商標	(内 外国出願)	1, 084	746	877	1, 246			
		(内 日本から)	24	21	32	20			
	出典: WIPO IP Statistics								
		(a) v	·п						
			組織						
〈組織図〉 (Ministry of		E権部が所属する企業及で d Commerece)の下部組織 Registrar of Compa Intellectual Pro Registrar	である。 nies and	が (KUCIP) は、	<b>医</b>				
	_			Secretary					
Cor	pyright	Company Industri Registration Property		Names Admini	stration				
		1 constant of the constant of	.,						
	Com	Chief mercial Officier (IP)	Commercia	l Officier					
	Comm	Principal dercial Officier I (IP)	Assis Commercial C						
	Comm	Principal ercial Officier II (IP)	Registrat Assistant O						

①国名		Republic of Botswana (BW) (ボツワナ共和国)
特許制度	②最新特許法 の施行年月日	2010 年施行
	③地理的効力 の範囲	ボツワナ国内のみ (知財法第 24 条(1))
	④他国制度と の関係	ARIPO 加盟国(知財法第 29 条) 特許協力条約(PCT)加盟国
	⑤出願人資格	発明者(自然人)、共同発明者及び承継人(自然人、法人) (知財法第 11 条)
	⑥現地代理人 の必要性及び 代理人の資格	要。ボツワナに非居住の出願人は、ボツワナに居住の公認の弁護士を代理人 として選任しなければならない。 (知財法第 130 条)
	⑦出願言語	英語
	<ul><li>⑧特許権の存 続期間及び起 算日</li></ul>	出願日から 20 年。 (知財法第 28 条(1))
	⑨新規性判断 の基準	内外国公知、内外国刊行物 (知財法第8条(4a))
	⑩ケ`レースピリオト`	次の各事項が規定されている。期間は、開示日から12月間。 (1)発明者による開示 (2)発明者から直接又は間接にその発明を知得した第三者による開示 (知財法第8条(4b))
	<ul><li>①非特許対象</li></ul>	次の各事項が規定されている。 (1) 公序良俗に反する発明 (知財法第8条(7)) (2) 発見 純粋に精神的な行為、 (3) 科学的理論又は数学的方法 (4) 文学、音楽、芸術、その他の美的創作 (5) 事業、心理的行為又は遊戯を行なうための計画、規則又は方法 (6) コンピュータ・プログラム (7) 人又は動物の治療のための診断、治療又は外科的処置の方法 (知財法第9条)
	⑫実体審査の 有無及び審査 事項	有。 (通常、審査は ARIPO に委託して行う) (知財法第 22 条(2))
	<sup>13</sup> 審査請求制 度の有無	無。 (知財法第 22 条(2))
	<ul><li>④優先審査制度・早期審査制度の有無</li></ul>	
	⑤出願公開制 度の有無	有。 (知的財産法第 21 条)
	⑩異議申立制 度の有無	無。

①国名	Republic of Botswana (BW) (ボツワナ共和国)									
特許制度	⑪無効審判制 度の有無	無。 無効審 なうことがで			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	,,	は裁判	所に提訴する	ることし	こより行
	⑱実施義務	おいても不実	写。出願日から4年、又は特許付与から3年の何れか遅い方の期間経過後に おいても不実施の場合は、強制実施権の設定の対象となる。 知財法第33条)							
	19費用単位	「出願から登録	録まて	ごに掛か	る費用]					
	BWP (ボツワ		•	200 BWF						
	ナ・プラ)									
		[特許権維持] 年金	に掛か	いる費用	]					
		1 年次	50	BWP	8 年次	400	BWP	15 年次	720	BWP
		2 年次	200	BWP	9 年次	480	BWP	16 年次	760	BWP
		3 年次	240	BWP	10 年次	520	BWP	17 年次	800	BWP
		4 年次	280	BWP	11 年次	560	BWP	18 年次	840	BWP
		5 年次	320	BWP	12 年次	600	BWP	19 年次	880	BWP
		6 年次		BWP	13 年次		BWP	20 年次	920	BWP
		7年次	400	BWP	14 年次	680	BWP			
	<ul><li>②料金減免措置の有無</li></ul>	有。出願人が 50%減額され		又は職員	員が 100 名り	人下の力	ト企業σ.	場合は、出	願料、	年金が
	②PCT における 国内料金減額 措置の有無	無。								

①国名		Republic of Botswana (BW) (ボツワナ共和国)
実用新案制度	②最新実用新案 法の施行年月日	2010 年施行
	③地理的効力の 範囲	ボツワナ国内のみ (知財法第 24 条(1))
	0 1 1 1 1 1 1 1	ARIPO 加盟国 (知財法第 29 条) 特許協力条約 (PCT) 加盟国
	⑤出願人資格	考案者(自然人)及び承継人(自然人、法人) (知財法第12条)
		要。ボツワナに非居住の出願人は、ボツワナに居住の公認の弁護士を代理人と して選任しなければならない。 (知財法第130条)
		英語
		出願日から7年。 (知財法第43条)
	⑨新規性の判断 基準	内外国公知、内外国刊行物 (知財法第 34 条、第 8 条(3)、(4))
	⑩グレースピリオド	次の各事項が規定されている。期間は開始日から 12 月。 (1) 発明者による開示 (2) 発明者から直接又は間接にその発明を知得した第三者による開示 (知財法第 34 条、第 8 条(4)b)
	①不登録対象	次の各事項が規定されている。 (1) 公序良俗に反する発明 (知財法第34条、知財法第8条(7)) (2) 発見 純粋に精神的な行為、 (3) 科学的理論又は数学的方法 (4) 文学、音楽、芸術、その他の美的創作 (5) 事業、心理的行為又は遊戯を行なうための計画、規則又は方法 (6) コンピュータ・プログラム (7) 人又は動物の治療のための診断、治療又は外科的処置の方法 (知財法第34条、知財法第9条(1)、第3条)
	⑫実体審査の有 無及び審査事項	有。 (知財法第 34 条、知財法第 22 条(2))
	⑬審査請求制度 の有無	無。
	<ul><li>④優先審査制度</li><li>・早期審査制度</li><li>の有無</li></ul>	無。
	⑮出願公開制度 の有無	(知的財産法第21条)
	⑯異議申立制度 の有無	
	⑪無効審判制度 の有無	無。 無効審判制度はないが、無効の手続きは裁判所に提訴することにより行なうことができる(知財法第37条))。
	⑱実施義務	有。出願日から4年、又は特許付与から3年の何れか長い方の期間の経過後においても不実施の場合は、強制実施権の設定の対象となる。 (知財法第34条、知財法第31条)

①国名		Republic of Botswana (BW) (ボツワナ共和国)
実用新案制度	<ul><li>・ 関サ 単位</li><li> BWP (ボツワナ・プラ)</li></ul>	[出願から登録までに掛かる費用]         出願料       100 BWP         登録発行料       240 BWP         [特許権維持に掛かる費用]         年金       1 年次       80 BWP         2 年次       100 BWP         3 年次       120 BWP         4 年次       140 BWP         5 年次       160 BWP         6 年次       180 BWP         7 年次       200 BWP
	<ul><li>②料金減免措置の有無</li></ul>	有。出願人が個人又は職員が 100 名以下の小企業の場合は、出願料、年金が 50%減額される。
	②PCT における国内料金減額措置の有無	無。

①国名		Republic of Botswana (BW) (ボツワナ共和国)
意匠制度	②最新意匠法 の施行年月日	2010 年施行
	③地理的効力 の範囲	ボツワナ国内のみ (知財法第 24 条(1))
	④他国制度と の関係	ARIPO 加盟国(知財法第 57 条) ハーグ協定(ジュネーブアクト)加盟国
	⑤出願人資格	創作者(自然人)及び承継人(自然人、法人) (知財法第 41 条)
	⑥現地代理人 の必要性及び 代理人の資格	要。ボツワナに非居住の出願人は、ボツワナに居住の公認の弁護士を代理人 として選任しなければならない。 (知財法第130条)
	⑦出願言語	英語 (知財法第 11 条)
	⑧意匠権の存 続期間及び起 算日	出願日から5年。更に5年ずつ4回更新することができる。 (知財法第49条(1))
	⑨新規性判断 の基準	国内公知、内外国刊行物 (知財法第 39 条(1)、(2))
	<b>⑩</b> グレースピリオド	次の各事項が規定されている。期間は、開示日から 12 月間。 (1) 創作者による開示 (2) 創作者から直接又は間接にその意匠の創作を知得した第三者による開示 (知財法第 39 条(3))
	①不登録対象	公序良俗に反する意匠 (知財法第 39 条(4))
	②実体審査の 有無	無。※方式、意匠性(第 46 条の定義)、公序良俗違反かどうかを審査する。 (知財法第 49 条)
	①審査請求制 度の有無	無。
	<ul><li>④優先審査制度・早期審査制度の有無</li></ul>	無。
	⑮部分意匠制 度の有無	無。
	⑩関連意匠制 度の有無	無。
	①「組物」の 意匠制度の有 無	有。 (知財法第 46 条(4))
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。 (知財法第 46 条(4))
	⑩出願公開制 度の有無	無。
	<ul><li>②秘密意匠制度の有無</li></ul>	有。出願日から 12 月以内の期間。 (知財法第 46 条(5))

①国名		Republic of Botswana (BW) (ボツワナ共和国)
意匠制度	②異議申立制 度の有無	無。
	②無効審判制 度の有無	無。 無効審判制度はないが、意匠の無効は裁判所に提訴することにより行う ことができる(知財法第59条(2))。
	②登録表示義務	無。
	<ul><li>②費用単位</li><li>BWP(ボツワナ・</li><li>プラ)</li></ul>	<ul> <li>[出願から登録までに掛かる費用]</li> <li>出願料 60 BWP</li> <li>登録発行料 120 BWP</li> <li>[意匠権の維持に掛かる費用]</li> <li>存続期間更新料 第1回目の更新 128 BWP</li> <li>第2回目の更新 144 BWP</li> </ul>
	②料金減免措 置の有無	有。出願人が個人又は職員が 100 名以下の小企業の場合は、出願料、年金が 50%減額される。

<ul><li>①国名</li></ul>	Republic of Botswana (BW) (ボツワナ共和国)				
商標制度	②最新商標法の 施行年月日	2010 年施行			
	③地理的効力の 範囲	ボツワナ国内のみ (知財法第24条(1))			
	④他国制度との 関係	ARIPO 加盟国 (知財法第 29 条) マドプロ加盟国			
	⑤商標法の保護 対象	商品、サービス、団体商標 (知財法第2条、第65条)			
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、結合商標(知財法第2条)			
	⑦出願人資格	自然人及び承継人(自然人、法人) (知財法第59条)			
	<ul><li>⑧権利付与の原則</li></ul>	先願主義。 (知財法第 53 条(2)f)			
	⑨本国登録要件	無。			
	⑩現地代理人の 必要性及び代理 人の資格	要。ボツワナに非居住の出願人は、ボツワナに居住の公認の弁護士を代理人として選任しなければならない。 (知財法第130条)			
	⑪出願言語	英語。			
	⑫商標権の存続 期間及び起算日	出願日から 10 年。10 年ごとに更新できる。 (知財法第 85 条(1))			
	③グレースピリオド	無。			
	(4)不登録対象	(1) 識別性のない標章 (2) 公序良俗に反する標章 (3) 地理的出所、性質等について公衆又は取引業界に誤解を生じさせる標章 (4) 国や政府機関等の紋章、その他の記章等と同一又は類似の標章、又はそれらを要素として含む標章 (5) 同一又は類似の商品/サービスについてのボツワナにおける周知の他者の標章又は商品と同一であるか、混同を生じるほどに類似しているか、又はその翻訳である標章 (6) 同一でも又は類似でもない商品/サービスについてのボツワナにおける周知で、かつ登録されている他者の商標又は商号と同一であるか、混同を生じるほどに類似しているか、又はその翻訳である標章 (7) 同一の、又は密接に関連する商品/又はサホビスについての、別の登録商標の所有者に帰属するか、又はよりはやい出願日/優先日を有する商標に同一の標章又はそのような商標に騙すか混同を生じさせるほどに似ている標章 (知財法第53条(2))			
	⑤防護標章制度 の有無	無。			
	<ul><li>⑥周知商標制度</li><li>の有無</li></ul>	有。 (知財法第 53 条(2) e )			

①国名		Republic of Botswana (BW) (ボツワナ共和国)
商標制度	<ul><li>⑰一出願多区分 制度の有無</li><li>⑱実体審査の有 無及び審査事項</li></ul>	有。 (知財法第 54 条(1) c) 有。審査は行われるが、周知商標、先行登録商標については異議申立を待っ て行われる。
	⑩審査請求制度 の有無	(知財法第 55 条) 無。
	<ul><li>②優先審査制度</li><li>・早期審査制度</li><li>の有無</li></ul>	無。
	②出願公開制度 の有無	無。 出願公開制度はないが、出願は実体審査後、公告(公開)される。 (知財法第55条(3))
	②異議申立制度 の有無	有。 何人も公告日から3月以内に異議申立を行なうことができる。 (知財法第56条(1)、同規則45)
	図無効審判制度 の有無	有。 利害関係人は、登録の無効を申立ることができる(期限の定めはない)。 (知財法第63条)
	<ul><li>②不使用取消制度の有無</li></ul>	有。3年。登録後、継続して3年の不使用は、不使用取消の対象となる。 (知財法第87条(1))
	②商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している。(ニース協定には未加盟) (知財法規則 34)
	⑩図形要素の分 類	無。
	②譲渡要件	無。商標権は、営業権をともなうことなく譲渡することができる。 (知財法第59条)
	<ul><li>②費用単位</li><li>BWP (ボツワナ・プラ)</li></ul>	[出願から登録までに掛かる費用]出願料240 BWP (1 分類)40 BWP (1 超の各分類につき)登録料180 BWP[商標権の維持に掛かる費用]存続期間更新料240 BWP (1 分類)80 BWP (1 超の各分類につき)
	<ul><li>御料金減免措置の有無</li></ul>	有。出願人が個人又は職員が 100 名以下の小企業の場合は、出願料、年金が 50%減額される。